

NUMO が設置する寿都町における「対話の場のルール」案

地層処分の対象となる放射性廃棄物の最終処分にあたっては、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下、「最終処分法」という。）に基づき、段階的な調査（文献調査、概要調査、精密調査）をすることとしています。2020年10月9日に、北海道寿都郡寿都町（以下、「寿都町」という。）から、寿都町全域を応募する地区とする文献調査への応募をいただきました。原子力発電環境整備機構は、応募いただいた地区（以下、「応募地区」という。）が調査の実施見込みがあることを確認しましたので、文献調査を実施するため、その計画書を作成しました。

文献調査とは、全国各地での対話活動の中で、地域の地質を詳しく知りたい市町村があれば、どの市町村に対しても、地域の地質に関する文献・データを調査分析して情報提供することにより、処分事業について理解を深めていただくためのものであり、いわば対話活動の一環です。また、調査期間中、放射性廃棄物は一切持ち込みません。

文献調査の実施にあたっては、地域のみなさまのご理解とご協力が重要です。当機構は、文献調査の内容や進捗状況などについて地域のみなさまへご説明し、ご意見を伺いながら文献調査を進めてまいります。

当機構は、地域のみなさまが中心となって、事業について賛否に関わりなく、ご議論いただくこと、そして、そのご意見を今後の地層処分事業に反映していくことが重要と考えています。そのために、地域の様々な住民のみなさまにご参加いただき、地層処分事業について理解を深めるとともに、地域の将来について一緒に議論していきます。

こうした議論をするために、寿都町と相談しながら、「対話の場」を設置し、その中で、地層処分の技術・安全性を含む事業内容や文献調査の進捗状況・結果だけでなく、事業が地域の産業に及ぼしうる効果やリスクなども幅広くお示ししていきます。加えて、地域の経済発展ビジョンについてもご議論いただけるように取り組みます。

こうしたビジョンを実現していくため、交付金だけでなく関連する様々な支援制度についても情報提供するなど、地域における取組を具体的に支援していきます。また、「対話の場」での説明や議論の内容は、ホームページに掲載するなど広く住民のみなさまにもお知らせし、共有していきます。当機構は、こうした「対話の場」などを通じて、地域と継続的な対話を進めていきます。（2020年11月17日付けで公開された原子力発電環境整備機構の「北海道寿都郡寿都町文献調査計画書」より抜粋）

上記内容の事業を実施するために、町民と関係団体等の自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、寿都町と原子力発電環境整備機構（以下 NUMO）が設置する寿都町における「対話の場のルール」を定めます。

1. 活動のルール

（1-1）対話の場は、委員の主体的な参加と運営により実施する。

（1-2）対話の場においては、関係団体の代表として参加した委員は、お互いの職務・肩書きなどをしっかりと尊重し、個人の意見ではなく、団体の意見を伝える。なお団体からの委員は、団体の意見に責任を持つため原則固定とし、やむを得ない場合のみ、代行者の出席を検討することができる。その際の代行者は、代役のような無責任な意識ではなく、団体の代表者である責任を果たすこととする。

- (1-3) 対話の場では、文献調査や地層処分のみならず、我が国のエネルギー政策や町の行財政の現状など、検討すべき内容に関係すること全般について公平に学び、委員それぞれが「寿都町の未来のまちづくり」について考え、議論する場とし、その結果を町長とNUMOに提言する。
- (1-4) 対話の場においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- (1-5) 対話の場は、概ね月に●回開催することとし、必要に応じて対話の場の回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- (1-6) 必要に応じて、必要と思われる関係者や専門家、関係する分野の当事者、利害関係者などを呼ぶことができる。
- (1-7) 対話の場に、欠席又は遅刻する場合、対話の場開催日の前日までに事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- (2-1) 対話の場の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- (2-2) 発言は、手短かに、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な対話の場の進行に努める。
- (2-3) 発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- (2-4) 発言において、町民公募による委員は、参加している団体や組織への責任を負うことはない。しかし団体からの参加者は、自己の責任と団体の責任を負い、しっかりと団体内の意見を取りまとめた後から、発言することとする。
- (2-5) 欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

3. 意見集約と合意形成のルール

- (3-1) 対話の場での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- (3-2) 意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4. 対話の場公開のルール

- (4-1) 対話の場は、公開を原則とし議事録を作成する。
- (4-2) 対話の場の日程は、決まり次第、町ホームページ、総合文化センター、道の駅などの公共施設で公表する。
- (4-3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行う。
- (4-4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4-5) 傍聴人は、対話の場において発言することができない。
- (4-6) 対話の場の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4-7) 対話の場の概要の閲覧は、町ホームページ、総合文化センター、企画課で行うことができる。

5. 行政・関連機関との調整のルール

- (5-1) 対話の場の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6. 個人情報の保護のルール

- (6-1) 対話の場の参加者は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7. ファシリテーター、座長の設置

- (7-1) ファシリテーターは、対話の場では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、対話の場の合意形成や相互理解を支援する。
- (7-2) 座長は、グループに分かれて行なう対話の場の運営を、円滑に進めるよう努める。

8. その他

- (8-1) 「対話の場のルール」は、委員総員の2/3以上の賛成をもって改正することができる。
- (8-2) 「対話の場のルール」に定めのない事項は、対話の場において協議して定めるものとする。

※対話の場を傍聴される方へ

対話の場を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。